

家庭用浄化槽維持管理費補助金の申請を 4月1日から受け付けます

問 申 建設課 上下水道係 ☎ 85-8435

町では公共下水道の未整備区域に設置している家庭用の合併処理浄化槽を管理している方に対し、維持管理等に要する経費の一部について、管理者の負担軽減及び適切な維持管理の促進を目的に補助金を交付しています。

▽内容

対象区域	公共下水道の未整備区域（公共下水道の整備区域については建設課で確認できます）	
対象者	①専用住宅または併用住宅（延床面積の1/2以上が居住住宅）に10人槽以下の合併処理浄化槽（BODの除去率90%以上であり、放流水のBODが20mg/l以下の機能を有するもの）を設置されている方 ②町税等を滞納していない方 ③令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間に法定（11条）検査（1回）、保守点検（6回）及び清掃（1回）を実施された方	
補助の項目	合併処理浄化槽の部品の修理に要した経費に対する補助	保守点検、清掃等の維持管理に要した経費に対する補助
補助金額	年1回 25,000円（上限）	27,000円 / 年（※1に該当する方のみ）
申請期間	修理完了年度～修理完了の翌年度末	令和7年4月1日～令和7年9月30日
申請に必要な主な書類	支払ったことを証明する書類（領収書等）写し等	令和6年4月1日から令和7年3月31日の期間の ①浄化槽清掃記録票（1回分） ②浄化槽保守点検表（6回分） ③法定（11条）検査結果（1回分）

①～③の写し等

※1 保守点検、清掃等の維持管理に要した経費に対する補助

人槽区分	使用人数※2	補助金額
5～6人槽	2人まで	27,000円 / 年
7～8人槽	3人まで	
10人槽	4人まで	

※2 令和7年3月31日を基準日とし、当該の家庭用合併処理浄化槽を使用する世帯の構成員数とする。
なお、使用する世帯が2世帯以上ある場合は合算した人数とする。



町ホームページ

▽注意事項 この補助金は、公共下水道が整備されたときには対象外となります。

▽お願い 単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を使用されている方は補助の対象となりません。家庭用浄化槽設置整備事業補助金制度を利用した合併処理浄化槽への転換のご検討をお願いします。

有料広告

あっ!という間にお湯を出す!

給湯器

のトラブルなら

そくとう

即!湯サービス

15時までに連絡いただければ当日中に対応いたします

TEL 0942-83-3059

株式会社
OSUPRO トスプロ

住 所 / 佐賀県鳥栖市儀徳町2927番地1
営業時間 / 9:00～17:00（月～土曜日）

※当日の業務の都合により、翌日以降の対応になる場合がございます。※定休日は受付のみ対応させていただきます。



即湯サービスキャラクター
そくとうくん